



大津市公報

平成 24 年 4 月 1 日
号外 (第 23 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
63	大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則..... 1
64	大津市老人福祉法施行細則.....15
65	大津市森林組合法施行細則.....50
66	大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....59
67	大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....59
68	大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則.....60
訓 令	
12	大津市民病院事務決裁規程の一部改正.....60
消 防 局 訓 令	
2	大津市消防処務規程の一部改正.....62
3	大津市消防職員安全衛生管理規程の一部改正.....62

規 則

大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則を公布する。

平成24年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第63号

大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則

大津市立知的障害者通所施設の管理運営に関する規則（平成12年規則第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、大津市立障害者通所施設条例（平成24年条例第9号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、大津市立障害者通所施設（以下「通所施設」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

（事業所）

第2条 条例第4条に規定するサービスを提供するため、通所施設に事業所（以下「事業所」という。）を置く。

2 事業所の名称及び提供するサービスは、次の各号に定めるとおりとする。

大津市立やまびこ総合支援センター

事業所の名称	提供するサービス
やまびこ園・教室	条例第4条第1項第1号に掲げるサービス
生活支援センター	条例第4条第1項第2号並びに同条第2項第1号（同号ア（エ）及び（カ）を除く。）、同項第2号及び第5号に掲げるサービス
さくらはうす	条例第4条第2項第1号ア（エ）に掲げるサービス
ひまわりはうす	条例第4条第2項第1号ア（エ）及び（カ）、同項第3号並びに第4号に掲げるサービス

大津市立北部子ども療育センター

事業所の名称	提供するサービス
わくわく教室	条例第4条第1項各号に掲げるサービス

大津市立東部子ども療育センター

事業所の名称	提供するサービス
のびのび教室	条例第 4 条第 1 項各号に掲げるサービス及び発達支援療育

(利用定員)

第 3 条 事業所ごとのサービスの利用定員は、次の各号に定めるとおりとする。

- やまびこ園・教室 40人
- さくらはうす 60人
- ひまわりはうす 20人
- わくわく教室 30人
- のびのび教室 20人

(休所日)

第 4 条 やまびこ園・教室、さくらはうす、わくわく教室及びのびのび教室の休所日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

2 ひまわりはうすの休所日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、事業所の休所日を変更し、又は臨時に休所することができる。

(開所時間)

第 5 条 事業所(生活支援センターを除く。)の開所時間は、午前8時40分から午後5時25分までとする。

2 生活支援センターの開所時間は、休日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。以下この項において同じ。)にあっては午前8時から午後6時まで、休日以外の日にあっては午前7時から午後9時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、前2項の開所時間を変更することができる。

(利用及び利用者登録の申請)

第 6 条 障害児通所支援を利用しようとする者(条例第6条第1項第3号に掲げる者に限る。)及び発達支援療育を利用しようとする者は、やまびこ園・教室利用申請書(わくわく教室にあってはわくわく教室利用申請書、のびのび教室にあってはのびのび教室利用申請書。様式第1号)により市長に申請しなければならない。

2 条例第6条第5項の規定による入浴サービスの利用者の登録の申請は、ひまわりはうす・入浴サービス利用者登録申請書(様式第2号)を市長に提出して行うものとする。

3 条例第6条第6項の規定による夜間の一時保護の利用者の登録の申請は、生活支援センター・夜間の一時保護利用者登録申請書(様式第3号)を市長に提出して行うものとする。

(利用及び利用者登録の可否の決定)

第 7 条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに利用しようとする者及びその保護者と面接を行った上、利用の可否を決定し、やまびこ園・教室利用可否決定通知書(わくわく教室にあってはわくわく教室利用可否決定通知書、のびのび教室にあってはのびのび教室利用可否決定通知書。様式第4号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、速やかに登録の可否を決定し、ひまわりはうす・入浴サービス利用者登録可否決定通知書(様式第5号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、前条第3項の規定による申請があったときは、速やかに登録の可否を決定し、生活支援センター・夜間の一時保護利用者登録可否決定通知書(様式第6号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(利用の承認)

第 8 条 前条第2項の規定による入浴サービスの利用者の登録を受けている者は、当該サービスを利用しようとするときは、あらかじめ利用しようとする日を市長に申し出て、その承認を受けなければならない。

2 前条第3項の規定による夜間の一時保護の利用者の登録を受けている者は、当該サービスを利用しようとするときは、あらかじめ利用しようとする日時を市長に申し出て、その承認を受けなければならない。

(利用の中止届及び利用者登録の抹消申請)

第 9 条 第7条第1項の規定による決定を受けて障害児通所支援又は発達支援療育を利用している者は、当該サービスの利用を中止しようとするときは、やまびこ園・教室利用中止届(わくわく教室にあってはわくわく教室利用中止届、のびのび教室にあってはのびのび教室利用中止届。様式第7号)を市長に提出しなければならない。

ない。

2 第 7 条第 2 項の規定による入浴サービスの利用者の登録を受けている者は、当該登録の抹消を希望するときは、ひまわりはうす・入浴サービス利用者登録抹消申請書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

3 第 7 条第 3 項の規定による夜間の一時保護の利用者の登録を受けている者は、当該登録の抹消を希望するときは、生活支援センター・夜間の一時保護利用登録抹消申請書(様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前各項の規定による利用の中止届又は利用者登録の抹消申請があったときは、それぞれその利用の決定を取り消し、又は利用者の登録を抹消するものとする。

(使用料等)

第10条 条例第 7 条第 5 項の規則で定める使用料の額は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

移動支援 大津市障害者自立支援法施行細則(平成18年規則第54号)第13条第 3 項第 2 号に定める利用者負担額

日中一時支援 大津市障害者自立支援法施行細則第13条第 3 項第 3 号に定める利用者負担額

入浴サービス 1 回につき500円

夜間の一時保護 1 回につき1,000円

2 条例第 7 条第 6 項の規則で定める費用の額は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

障害児通所支援 1 日につき350円。ただし、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第 2 号に掲げる通所給付決定保護者にあつては230円、同条第 3 号に掲げる通所給付決定保護者にあつては70円とする。

生活介護及び自立訓練 1 日につき650円。ただし、障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる支給決定障害者等にあつては230円とする。

発達支援療育 1 日につき350円

(使用料の減免)

第11条 条例第 8 条第 3 項の規定による使用料の減額又は免除は、次に掲げる場合に行うものとする。

使用料の納付義務者の居住する家屋が火災その他の災害により半焼又は半壊以上の被害を受け、大津市市税条例(昭和34年条例第 1 号)第74条第 1 項の規定による固定資産税の減免を受けている場合

納付義務者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者である場合(利用するサービスが、入浴サービス又は夜間の一時保護である場合に限る。)

その他市長が特別の理由があると認める場合

2 前項第 1 号又は第 2 号に掲げる場合に該当して使用料の減額又は免除を受けようとする者は、当該各号に掲げる特別の理由が発生した日から 1 か月以内に、障害者通所施設使用料減免申請書(様式第10号)を、減額又は免除を申請する理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、障害者通所施設使用料減免可否決定通知書(様式第11号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(会議室の使用の申請及び許可)

第12条 条例第 9 条第 1 項の規定による会議室の使用の申請は、やまびこ総合支援センター会議室使用許可申請書(様式第12号)をやまびこ総合支援センター所長に提出して行うものとする。

2 やまびこ総合支援センター所長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに会議室の使用の可否を決定し、やまびこ総合支援センター会議室使用許可・不許可決定書(様式第13号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の大津市立知的障害者通所施設の管理運営に関する規則(平成12年規則第 4 号。以下「旧規則」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

3 旧規則様式第 1 号から様式第 3 号まで及び様式第 7 号から様式第10号までの規定による申請書等は、この規則の規定にかかわらず、なお当分の間、使用することができる。

4 施行日前の大津市立知的障害者通所施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

やまびこ園・教室利用申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

保護者 住所

氏名

印

電話番号

やまびこ園・教室を利用したいので、次のとおり申請します。

利 用 者	氏 名		男・女	生年月日	年	月	日生
	状 態						
	利用の理由						
利 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日						
利 用 種 別							
家 族 の 状 況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	男・女	備 考		
			年 月 日生	男・女			
			年 月 日生	男・女			
			年 月 日生	男・女			
			年 月 日生	男・女			

備考 この様式をわくわく教室利用申請書として用いる場合にあっては、この様式中「やまびこ園・教室」とあるのは「わくわく教室」とし、のびのび教室利用申請書として用いる場合にあっては、この様式中「やまびこ園・教室」とあるのは「のびのび教室」とする。

様式第 2 号 (第 6 条関係)

ひまわりはうす・入浴サービス利用者登録申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名 印

(続柄)

電話番号

ひまわりはうすにおける入浴サービスを利用したいので、大津市立障害者通所施設条例第 6 条第 5 項の規定により、次のとおり利用者の登録を申請します。

利 用 者	氏 名		男・女
	生 年 月 日	年 月 日	(歳)
	住 所		
	身体障害者手帳	滋賀県()第 号(級) 交付年月日 年 月 日	
緊 急 時 の 連 絡 先		(電話番号)	
備 考			

様式第 3 号 (第 6 条関係)

生活支援センター・夜間の一時保護利用者登録申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名 印

(続柄)

電話番号

生活支援センターが行う夜間の一時保護を利用したいので、大津市立障害者通所施設条例第 6 条第 6 項の規定により、次のとおり利用者の登録を申請します。

利 用 者	氏 名		男・女
	生 年 月 日	年 月 日	(歳)
	住 所		
	療 育 手 帳	滋賀県()第 号(A・B)	交付年月日 年 月 日
	身 体 障 害 者 手 帳	滋賀県()第 号(級)	交付年月日 年 月 日
緊 急 時 の 連 絡 先	(電話番号)		
備 考			

様式第 4 号 (第 7 条関係)

第 号
年 月 日

やまびこ園・教室利用可否決定通知書

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあったやまびこ園・教室の利用について、次のとおり決定しましたので通知
します。

1 利用対象者

住 所

氏 名

2 利用種別

種 別

3 利用の可否 可 ・ 否

4 利用決定期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 利用することができない場合、その理由

この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対し、地方自治法及び行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日（前記の異議申立てをした場合又は滋賀県知事に審査請求した場合には、当該異議申立てに対する決定又は審査請求に対する判決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

備考 この様式をわくわく教室利用可否決定通知書として用いる場合にあっては、この様式中「やまびこ園・教室」とあるのは「わくわく教室」とし、のびのび教室利用可否決定通知書として用いる場合にあっては、この様式中「やまびこ園・教室」とあるのは「のびのび教室」とする。

様式第 5 号 (第 7 条関係)

第 号
年 月 日

ひまわりはうす・入浴サービス利用者登録可否決定通知書

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあったひまわりはうすにおける入浴サービスの利用者の登録について、大津市立障害者通所施設条例第 6 条第 5 項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 利用対象者

住 所

氏 名

2 利用者登録の可否 可 ・ 否

3 利用者登録をしない場合、その理由

この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、地方自治法及び行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日（前記の異議申立てをした場合又は滋賀県知事に審査請求をした場合には、当該異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

様式第 6 号 (第 7 条関係)

第 号
年 月 日

生活支援センター・夜間の一時保護利用者登録可否決定通知書

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった夜間の一時保護の利用者の登録について、大津市立障害者通所施設条例第 6 条第 6 項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 利用対象者
住所
氏名
- 2 利用者登録の可否 可 ・ 否
- 3 利用者登録をしない場合、その理由

この決定に不服があるときは、この決定書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、地方自治法及び行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日（前記の異議申立てをした場合又は滋賀県知事に審査請求をした場合には、当該異議申立てに対する決定又は審査請求に対する判決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

様式第 7 号 (第 9 条関係)

やまびこ園・教室利用中止届

年 月 日

(宛先)

大津市長

保護者 住所

氏名

印

やまびこ園・教室の利用を中止したいので、大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 利用を中止する者

住 所

氏 名

2 利用種別

種別

3 利用中止年月日 年 月 日

4 利用中止理由

備考 この様式をわくわく教室利用中止届として用いる場合にあっては、この様式中「やまびこ園・教室」とあるのは「わくわく教室」とし、のびのび教室利用中止届として用いる場合にあっては、この様式中「やまびこ園・教室」とあるのは「のびのび教室」とする。

様式第 8 号 (第 9 条関係)

ひまわりはうす・入浴サービス利用者登録抹消申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

氏名

印

ひまわりはうすにおける入浴サービスの利用を中止したいので、大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり利用者の登録の抹消を申請します。

1 利用者登録抹消者

住 所

氏 名

2 利用者登録抹消理由

様式第 9 号 (第 7 条関係)

生活支援センター・夜間の一時保護利用者登録抹消申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

氏名

印

生活支援センターが行う夜間の一時保護の利用を中止したいので、大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則第 9 条第 3 項の規定により、次のとおり利用者の登録の抹消を申請します。

1 利用者登録抹消者

住 所

氏 名

2 利用者登録抹消理由

様式第 10 号 (第 11 条関係)

障害者通所施設使用料減免申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

氏名

印

障害者通所施設の使用料の減額又は免除を受けたいので、大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり理由を証する書類を添えて、使用料の減額又は免除を申請します。

1 減額又は免除を申請する使用料

2 理由

3 添付書類

様式第11号 (第11条関係)

障害者通所施設使用料減免可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった障害者通所施設の使用料の減額又は免除について、大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則第11条第3項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 減額又は免除する使用料
- 2 減額又は免除する使用料の額
- 3 減額又は免除を認める理由
- 4 減額又は免除を認めない場合、その理由

この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日 (前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日) の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として (大津市長が被告の代表者となります。) 、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

様式第12号 (第12条関係)

やまびこ総合支援センター会議室使用許可申請書

年 月 日

(宛先)

大津市立やまびこ総合支援センター所長

住所

申請者 氏名

印

連絡先 (電話番号

)

やまびこ総合支援センターの会議室を使用したいので、大津市立障害者通所施設条例第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

会議の名称及び内容	
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
使用人員	人
使用中の責任者	

様式第13号 (第12条関係)

やまびこ総合支援センター会議室使用許可・不許可決定書

第 号
年 月 日

様

大津市立やまびこ総合支援センター所長 印

年 月 日付けで申請のあったやまびこ総合支援センターの会議室の使用について、大津市立障害者通所施設条例第9条第1項の規定により、次のとおり許可・不許可と決定します。

1 (許可した場合)許可内容

使用人数 人

会議の名称及び内容

使用日時 年 月 日 時 分から 時 分まで

2 (許可した場合)許可条件

使用の許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡しないこと。

使用の許可を受けた会議室以外の施設、設備等を使用しないこと。

会議室等で喫煙しないこと。

火気に注意し、火気を使用した場合は後始末を完全にすること。

会議室、設備等を使用した後は、清掃し、原状に復した上、係員に引き継ぐこと。

その他やまびこ総合支援センターの係員の指示に従うこと。

3 不許可とした場合、その理由

この決定に不服があるときは、この決定書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、地方自治法及び行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日(前記の異議申立てをした場合又は滋賀県知事に審査請求をした場合には、当該異議申立てに対する決定又は審査請求に対する判決の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

大津市老人福祉法施行細則を公布する。

平成24年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第64号

大津市老人福祉法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)の施行に関し、法、老人福祉法施行令(昭和38年政令第247号)及び老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(調書等の備付け)

第 2 条 福祉事務所長は、法第10条の4又は法第11条の規定による措置(以下「入所等の措置」という。)をしたときは、入所等の措置決定調書(様式第1号)を作成し、当該措置をした者について提出のあった所定の様式による次に掲げる書類を添付の上、これらを福祉事務所に備え付けなければならない。

日常生活申告書

日常生活調査票

(入所の依頼)

第 3 条 福祉事務所長は、法第11条第1項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム(以下「老人ホーム」という。)に入所させる(他の地方公共団体又は社会福祉法人の設置する老人ホームに入所を委託する場合を含む。以下同じ。)とき、又は養護受託者に委託するときは、それぞれ当該施設の長又は養護受託者に所定の様式による依頼書により依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けた老人ホームの長又は養護受託者は、速やかにその可否を決定し、入所(養護)受諾(不承諾)通知書(様式第2号)により福祉事務所長に通知するものとする。

3 前2項の規定は、入所等の措置を変更した場合に準用する。

(葬祭の依頼)

第 4 条 福祉事務所長は、法第11条第2項の規定により老人ホーム又は養護受託者にその葬祭を委託するときは、それぞれ老人ホームの長又は養護受託者に所定の様式による依頼書により依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けた老人ホームの長又は養護受託者は、速やかにその可否を決定し、葬祭承諾(不承諾)通知書(様式第3号)により福祉事務所長に通知するものとする。

(養護受託申出書等)

第 5 条 省令第1条の7の規定による申出は、養護受託申出書(様式第4号)により行うものとする。

2 福祉事務所長は、前項の申出を認めたときは、当該申出をした養護受託者について養護受託者登録簿(様式第5号)に記載するものとする。

(被措置者措置変更等届)

第 6 条 省令第6条の規定による届出は、被措置者措置変更等届(様式第6号)により行うものとする。

(老人居宅生活支援事業開始届等)

第 7 条 老人居宅生活支援事業に係る次の各号に掲げる法の規定による届出は、当該各号に定める様式により行うものとする。

法第14条の規定による届出 老人居宅生活支援事業開始届(様式第7号)

法第14条の2の規定による変更の届出 老人居宅生活支援事業変更届(様式第8号)

法第14条の3の規定による廃止又は休止の届出 老人居宅生活支援事業廃止(休止)届(様式第9号)

(老人デイサービスセンター等設置届等)

第 8 条 老人デイサービスセンターに係る次の各号に掲げる法の規定による届出は、当該各号に定める様式により行うものとする。

法第15条第2項の規定による届出 老人デイサービスセンター等設置届(様式第10号)

法第15条の2第1項の規定による変更の届出 老人デイサービスセンター等事業変更届(様式第11号)

法第16条第1項の規定による廃止又は休止の届出 老人デイサービスセンター等廃止(休止)届(様式第12号)

(養護老人ホーム等設置届等)

第 9 条 養護老人ホーム等に係る次の各号に掲げる法の規定による届出又は申請は、当該各号に定める様式により行うものとする。

法第15条第3項の規定による届出 養護老人ホーム等設置届(様式第13号)

法第15条第4項の規定による認可の申請 養護老人ホーム等設置認可申請書(様式第14号)
法第15条の2第2項の規定による変更の届出 養護老人ホーム等認可事項変更届(様式第15号)
法第16条第2項の規定による廃止、休止等の届出 養護老人ホーム等廃止等届(様式第16号)
法第16条第3項の規定による廃止、休止等の認可の申請 養護老人ホーム等廃止等認可申請書(様式第17号)

(有料老人ホーム設置届等)

第10条 有料老人ホームに係る次の各号に掲げる法の規定による届出は、当該各号に定める様式により行うものとする。

法第29条第1項の規定による届出 有料老人ホーム設置届(様式第18号)
法第29条第2項の規定による変更の届出 有料老人ホーム事業変更届(様式第19号)
法第29条第3項の規定による廃止又は休止の届出 有料老人ホーム廃止(休止)届(様式第20号)

(軽費老人ホーム設置届等)

第11条 法第15条第5項の規定に基づく軽費老人ホームに係る次の各号に掲げる社会福祉法(昭和26年法律第45号)の規定による届出又は申請は、当該各号に定める様式により行うものとする。

社会福祉法第62条第1項の規定による届出 軽費老人ホーム設置届(様式第21号)
社会福祉法第62条第2項の規定による許可の申請 軽費老人ホーム設置許可申請書(様式第22号)
社会福祉法第63条第1項の規定による変更の届出 軽費老人ホーム事業変更届(様式第23号)
社会福祉法第63条第2項の規定による変更の許可の申請 軽費老人ホーム事業変更許可申請書(様式第24号)

社会福祉法第64条の規定による廃止の届出 軽費老人ホーム廃止届(様式第25号)

(老人福祉センター事業開始届等)

第12条 法第15条第5項の規定に基づく老人福祉センターに係る次の各号に掲げる社会福祉法の規定による届出又は申請は、当該各号に定める様式により行うものとする。

社会福祉法第69条第1項の規定による届出 老人福祉センター事業開始届(様式第26号)
社会福祉法第69条第2項の規定による変更の届出 老人福祉センター事業変更届(様式第27号)
社会福祉法第69条第2項の規定による廃止の届出 老人福祉センター廃止届(様式第28号)

(改善命令等による措置の結果の報告)

第13条 法第18条の2第1項の規定により改善に必要な措置を執るべきことを命ぜられた者及び法第19条第1項の規定により施設の設備又は運営の改善を命ぜられた者は、これらに基づいて執った措置について、措置結果報告書(様式第29号)により、当該処分を受けた日から30日以内に市長に報告しなければならない。

2 前項の規定は、社会福祉法人その他の者が社会福祉法第71条の規定により必要な措置をとるべき旨を命ぜられた場合に準用する。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、法の施行について必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

入所等の措置決定調書

措 置 の 内 容		措 置 の 理 由
措 置 年 月 日		
措 置 の 種 類	老 人 福 祉 法 第 条 第 項 第 号	
措 置 の 分 類	開 始 ・ 変 更 ・ 廃 止	
措 置 機 関 名 (養 護 受 託 者)		
費 用 徴 収	円	
本 人	階 層 区 分	備 考
	費 用 徴 収 額	
扶 養 義 務 者	階 層 区 分	
	費 用 徴 収 額	

様式第 2 号 (第 3 条関係)

年 月 日

入所 (養護) 受諾 (不承諾) 通知書

(宛先)

大津市福祉事務所長

住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

老人福祉法の規定に基づき、下記の者の (入所・養護) を (受諾する・不承諾とする) こととしたので、通知します。

記

1 施設の名称、種類及び所在地

名称

種類

所在地

2 対象者

3 住所

4 生年月日

5 受諾 (不受諾日)

(備考)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

葬 祭 承 諾 (不 承 諾) 通 知 書

年 月 日

(宛先)

大津市福祉事務所長

住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

老人福祉法第11条第2項の規定に基づき、 年 月 日付け第 号により依頼のあった下記の者の葬祭について、下記のとおり(承諾する・不承諾とする)こととしたので、通知します。

記

氏名

性別

生年月日

(承諾の場合記入)

葬祭年月日及び場所

葬祭の方法

(不承諾の場合記入)

理由

(備考)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

養 護 受 託 申 出 書

年 月 日

(宛先)

大津市福祉事務所長

申出者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

(電 話)

老人福祉法第 11 条第 1 項第 3 号に規定する養護受託者となることを希望するので、下記のとおり申し出ます。

記

本人の状況	生年月日 健康状態	年 月 日		職業 収入(月額)		
	性 格 経 歴					
家族の状況	氏 名	生年月日	職 業	収 入 (月額)	健 康 状 態	経歴その他
住居の状況	敷地 坪 建坪 坪 部屋数 畳 室数	老人を起居させる部屋の状況		専 用 ・ 共 用 (共用者) 階 畳 押 入 (有・無) 洋 室 ・ 和 室 便 所 (専・共)		
受託老人に関する希望事項						
養護受託を希望する理由						
備考						

様式第 6 号 (第 6 条関係)

被措置者措置変更等届

年 月 日

(宛先)

大津市福祉事務所長

届出者 住 所

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

被措置者に係る措置の (変更・停止・廃止) を必要とする事由が生じたので、老人福祉法施行規則第 6 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

被措置者の氏名		
変更・停止・廃止を必要とする年月日		
変更・停止・廃止を必要とする事由		
備 考		
遺留金品	金 銭	
	有価証券	
	物 品	

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

2 欄は、廃止の理由が死亡による場合に記入すること。

様式第 7 号 (第 7 条関係)

老人居宅生活支援事業開始届

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

老人福祉法第 14 条の規定に基づき、老人居宅生活支援事業を開始したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業の種類及び内容	種 類				
	内 容				
2 経営者の氏名及び住所 (法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)	氏 名				
	住 所				
3 職員の定数及び職務の内容	職 名	職 務 内 容		定 数	
4 主な職員の氏名及び経歴	職 名	氏 名	性 別	生 年 月 日	経 歴
5 事業を行おうとする区域 (市町の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町を含む。)					
6 老人デイサービス事業又は老人短期入所事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地	名 称				
	種 類				
	所 在 地				
7 老人短期入所事業を行おうとする者にあつては、施設の入所定員					
8 小規模多機能型居宅介護事業を行おうとする者にあつては、サービスの拠点の名称、所在地及び登録定員	名 称				
	所 在 地				
	登 録 定 員				
9 認知症対応型老人共同生活援助事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する住宅の名称、所在地及び入居定員	名 称				
	所 在 地				
	入 居 定 員				
10 事業開始の予定年月日					

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

2 関係書類として、次のものを添付してください。

定款その他基本約款

収支予算書及び事業計画書

様式第 8 号 (第 7 条関係)

老人居宅生活支援事業変更届

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

老人福祉法第14条の2の規定に基づき、老人居宅生活支援事業の届出事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

事業の名称		
所在地		
変更した事項	変 更 前	変 更 後
変更した年月日		
変更した理由		

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

2 当該変更事項に係る関係書類を添付してください。

様式第 9 号 (第 7 条関係)

老人居宅生活支援事業廃止 (休止) 届

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

老人福祉法第 14 条の 3 の規定に基づき、老人居宅生活支援事業を廃止 (休止) したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 廃止又は休止しようとする年月日		
2 廃止又は休止の理由		
3 現に便宜を受け又は入所している者に対する措置		
4 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間		
5 老人デイサービス事業又は老人短期事業を廃止 (休止) しようとする者にあっては、施設の名称、種類及び所在地	名 称	
	種 類	
	所 在 地	
6 小規模多機能型居宅介護事業所を廃止 (休止) しようとする者にあっては、サービスの拠点の名称、所在地及び登録定員	名 称	
	所 在 地	
	登 録 定 員	
7 認知症対応型老人共同生活援助事業を廃止 (休止) しようとする者にあっては、住居の名称、所在地及び入居定員	名 称	
	所 在 地	
	入 居 定 員	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

様式第10号 (第 8 条関係)

老人デイサービスセンター等設置届

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

老人福祉法第15条第 2 項の規定に基づき、老人デイサービスセンター (老人短期入所施設、老人介護支援センター) を設置したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 施設の名称、種類及び所在地	名 称				
	種 類				
	所在地				
2 建物の規模及び構造並びに設備の概要					
3 職員の定数及び職務の内容	職 名	職 務 内 容			定 数
	合 計				
4 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴	職 名	氏 名	性 別	生 年 月 日	経 歴
5 事業を行おうとする区域 (市町の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町を含む。)					
6 老人短期入所事業を行おうとする者にあつては、施設の入所定員					
7 事業開始の予定年月日					

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

2 関係書類として次のものを添付してください。

施設の配置図及び平面図

土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類

届出者が国、都道府県及び市町村以外の場合にあつては、定款その他の基本約款

様式第11号 (第 8 条関係)

老人デイサービスセンター等事業変更届

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

老人福祉法第15条の2第1項の規定に基づき、老人デイサービスセンター (老人短期入所施設、老人介護支援センター) の届出事項の一部を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

施 設 の 名 称		
所 在 地		
変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 し た 年 月 日		
変 更 し た 理 由		

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。
- 2 当該変更事項に係る関係書類を添付してください。

様式第12号 (第 8 条関係)

老人デイサービスセンター等廃止 (休止) 届

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

老人福祉法第16条第 1 項の規定に基づき、老人デイサービスセンター (老人短期入所施設、老人介護支援センター) を廃止 (休止) したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 廃止又は休止しようとする年月日		
2 廃止又は休止の理由		
3 現に便宜を受け又は入所している者に対する措置		
4 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間		
5 事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地	名 称	
	種 類	
	所在地	
6 老人短期入所事業を廃止 (休止) しようとする者に対しては、施設の入所定員		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

様式第13号 (第 9 条関係)

養護老人ホーム等設置届

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者 住 所

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

老人福祉法第15条第3項の規定に基づき、養護老人ホーム等を設置したいので、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 施設の名称、種類及び所在地	名 称				
	種 類				
	所在地				
2 施設の地理的状况					
3 施設の規模及び構造並びに設備の概要					
4 施設の運営方針					
5 入所定員					
6 職員の定数及び職務の内容	職 名				
	職務内容				
	定 数				
7 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴	職 名	氏 名	性別	生年月日	経 歴
8 事業開始の年月日					

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

2 関係書類として次のものを添付してください。

施設の配置図及び平面図

土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類

様式第14号 (第 9 条関係)

(第 1 様)
 養護老人ホーム等設置認可申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住 所
 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
 氏 名
 (法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

老人福祉法第15条第 4 項の規定に基づき、老人ホームを設置したいので、関係書類を添えて下記のとおり認可を申請します。

記

1 施設の名称、種類等

施設の名称、種類 及 び 所 在 地		名 称				
		種 類				
		所在地				
設 置 主 体	氏名、名称 及 び 住 所 (所在地)	氏 名				
		名 称				
		住 所				
	経 歴					
	資 産 状 況					
経 営 主 体	氏名、名称 及 び 住 所 (所在地)	氏 名				
		名 称				
		住 所				
	経 歴					
	資 産 状 況					
事業開始の予定年月日						
建物その他の設備の 規 模 及 び 構 造	敷地	m ² (坪)	建 物	構 造	面 積	延面積
				階 階	m ² (坪)	m ² (坪)
	規 模	名 称		面 積	備 考	
		m ² (坪)	(注) 各室ごとに設ける設備及び備品について、その名称、数量等を記入してください。			

2 職員の定数及び職務の内容

職 名	職 務 内 容	定 数
計		

(第 2 葉)

3 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴

職 名	氏 名	性 別	生年月日	経 歴

4 施設の地理的状況
(略図)

5 関係書類

施設の運営方針

経理方針及び収支予算

施設の配置及び平面図

注 主要寸法、名称、坪数、窓及び出入口等を記入してください。

土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類

定款その他の基本約款

財産目録

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

2 5 については、主要寸法、名称、坪数、窓及び出入口等を記入してください。

様式第15号 (第 9 条関係)

養護老人ホーム等認可事項変更届

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

老人福祉法第15条の2第2項の規定に基づき、養護老人ホーム等の設立認可事項の一部を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

記

施 設 の 名 称		
所 在 地		
変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 し た 年 月 日		
変 更 し た 理 由		

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

2 当該変更に係る関係書類を添付してください。

様式第16号 (第 9 条関係)

養護老人ホーム等廃止等届

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

老人福祉法第16条第 2 項の規定に基づき、養護老人ホーム等
を (廃止・休止) したいので、下記のと
おり届け出ます。 (増加・減少) の入所定員を

記

1 施設の名称、種類及び所在地	名 称	
	種 類	
	所在地	
2 廃止等の年月日		
3 廃止等の理由		
4 廃止し、休止し、又は入所定員を減少しようとする場合にあっては、現に入所している者に対する措置		
5 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間		
6 現在の入所定員		
7 入所定員を減少し、又は増加しようとする場合にあっては、減少後又は増加後の入所定員		
8 施設の概要	施 設 の 名 称	
	所 在 地	
	設置主体の名称	
	経営主体の名称	
	認 可 年 月 日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

様式第17号 (第 9 条関係)

養護老人ホーム等の廃止等認可申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

老人福祉法第16条第 3 項の規定に基づき、養護老人ホーム等
とおり認可を申請します。

を (廃止・休止)

したいので、下記の

の入所定員を (増加・減少)

記

1 施設の名称、種類及び所在地	名 称	
	種 類	
	所在地	
2 廃止等の年月日		
3 廃止等の理由		
4 廃止し、休止し、又は入所定員を減少しようとする場合にあっては、現に入所している者に対する措置		
5 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間		
6 現在の入所定員		
7 入所定員を減少し、又は増加しようとする場合にあっては、減少後又は増加後の入所定員		
8 施設の概要	施 設 の 名 称	
	所 在 地	
	設置主体の名称	
	経営主体の名称	
	認 可 年 月 日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

様式第18号 (第10条関係)

有 料 老 人 ホ ー ム 設 置 届

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

老人福祉法第29条第 1 項の規定により、有料老人ホームを設置したいので、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 施設の名称及び設置予定地	名 称	
	設置予定地	
2 設置しようとする者の氏名、住所、名称及び所在地	氏 名	
	住 所	
	名 称	
	所 在 地	
3 事業開始の予定年月日		
4 施設の管理者の氏名及び住所	氏 名	
	住 所	
5 施設において供与される介護等の内容		
6 建物の規模及び構造並びに設備の概要		
7 施設の運営の方針		
8 入所定員及び居室数	定 員	
	居 室 数	
9 市場調査等による入居者の見込み		

10 職員の配置の計画	
11 入居一時金、利用料その他の入居者の費用負担の額	
12 入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容	
13 入居契約に損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容	
14 医療施設との連携の内容	
15 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法	
16 長期の収支計画	
17 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される介護等の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書の有無	

様式第19号 (第10条関係)

有料老人ホーム事業変更届

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

老人福祉法第29条第2項の規定により、有料老人ホームの設置届出事項の一部を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

施 設 の 名 称		
所 在 地		
変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 し た 年 月 日	年 月 日	
変 更 し た 理 由		

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

2 当該変更事項に係る関係書類を添付してください。

様式第20号 (第10条関係)

有料老人ホーム廃止 (休止) 届

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

老人福祉法第29条第3項の規定に基づき、有料老人ホームを廃止 (休止) したので、下記のとおり届け出ます。

記

施 設 の 名 称		
所 在 地		
経 営 者	氏 名 又 は 名 称	
	住 所 又 は 所 在 地	
事 業 廃 止 (休 止) 年 月 日		年 月 日
廃 止 (休 止) し た 理 由		
廃止 (休止) の際現に入所していた者についてとった措置		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

様式第21号 (第11条関係)

(第1葉)
 軽費老人ホーム設置届

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

老人福祉法第15条第5項の規定に基づく軽費老人ホームを設置して第1種社会福祉事業を営みたいので、社会福祉法第62条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 施設の名称、種類等

施設の名称、種類及び所在地		名 称				
		種 類				
		所在地				
設 置 主 体	氏名、名称 及び住所 (所在地)	氏 名				
		名 称				
		住 所				
	経 歴					
	資 産 状 況					
経 営 主 体	氏名、名称 及び住所 (所在地)	氏 名				
		名 称				
		住 所				
	経 歴					
	資 産 状 況					
事業開始の予定年月日						
建物その他の設備の規模 及び構造	敷地	(m ² 坪)	建 物	構 造	面 積	延面積
				階 階	(m ² 坪)	(m ² 坪)
	規 模	名 称	面 積	備 考		
		(m ² 坪)	(注) 各室ごとに設けられている設備及び備品についてその名称、数量等を記入してください。			
入 所 定 員						
入所者に対する処遇方法						

(第 2 葉)

2 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

職 名	氏 名	性 別	生 年 月 日	経 歴

3 施設の地理的状況

(略図)

4 添付関係書類

定款その他の基本約款

施設の運営方針

経理の方針及び収支予算

施設の配置及び平面図

土地、建物に関する権利関係を明らかにする書類

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

2 4 については、主要寸法、名称、坪数、窓及び出入口等を記入してください。

様式第22号 (第11条関係)

(第1葉)
軽費老人ホーム設置許可申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

老人福祉法第15条第5項の規定に基づく軽費老人ホームを設置して第1種社会福祉事業を営みたいので、社会福祉法第62条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 施設の名称、種類等

施設の名称、種類及び所在地		名 称					
		種 類					
		所在地					
設 置 主 体	氏名、名称 及び住所 (所在地)	氏名					
		名称					
		住所					
	経 歴						
	資 産 状 況						
管 理 者	氏名及び住所	氏名					
		住所					
	経 歴						
	資 産 状 況						
事業開始の予定年月日							
建物その他の設備の規模 及び構造	敷地 (m^2 坪)	建 物	構 造	面 積	延面積		
			階 階	(m^2 坪)	(m^2 坪)		
	規 模	名 称	面 積	備 考			
		(m^2 坪)					
入 所 定 員							
入所者に対する処遇方法							

(第 2 葉)

2 実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

職 名	氏 名	性 別	生年月日	経 歴

3 施設の地理的状況
(略図)

4 添付関係書類

- 定款その他の基本約款
- 当該事業を運営するための財源の調達及びその管理方法
- 施設の運営方針
- 経理の方針及び収支予算
- 施設の配置及び平面図
- 建物その他の設備の使用の権限
- 事業の経営者又は管理者に事故があるときの処置
- 土地、建物に関する権利関係を明らかにする書類

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

2 4 については、主要寸法、名称、坪数、窓及び出入口等を記入してください。

様式第23号 (第11条関係)

軽費老人ホーム事業変更届

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者 住 所

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

老人福祉法の規定に基づく軽費老人ホームの設立に係る届出事項の一部を変更したので、社会福祉法第63条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

施 設 の 名 称		
所 在 地		
変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 し た 年 月 日		
変 更 し た 理 由		

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

2 当該変更に係る関係書類を添付してください。

様式第24号 (第11条関係)

軽費老人ホーム事業変更許可申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

老人福祉法第15条第5項の規定に基づく軽費老人ホームの設置許可事項の一部を変更したいので、社会福祉法第63条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

施 設 の 名 称	
所 在 地	
変 更 し よ う と す る 事 項	
変 更 し よ う と す る 年 月 日	
変 更 し よ う と す る 理 由	

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

2 当該変更に係る関係書類を添付してください。

様式第25号 (第11条関係)

軽費老人ホーム廃止届

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者 住 所

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

老人福祉法第15条第5項の規定に基づく軽費老人ホームを廃止したいので、社会福祉法第64条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

施 設 の 名 称	
所 在 地	
設 置 主 体 の 名 称	
経 営 主 体 の 名 称	
施 設 設 置 の 許 可 番 号 及 び 年 月 日	
廃 止 の 時 期	
廃止しようとする理由	
現に入所している者の 措置	

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

2 関係書類として次のものを添付してください。

財産目録及びその処分方法

廃止についての議事録

設置に要した総経費と財源

国及び県からの補助金の積算

最近の収支決算書

最近における利用者の状況

様式第26号 (第12条関係)

老人福祉センター事業開始届

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

老人福祉法第15条第5項の規定に基づく老人福祉センターを設置して第1種社会福祉事業に基づく事業を開始したので、社会福祉法第69条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 施設の名称等

施設の名称、種類及び所在地	名 称	
	種 類	
	所在地	
事業開始者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
事業開始年月日		
事業の内容		

2 関係書類

定款その他の基本約款

施設の運営方針

施設の配置及び平面図

その他参考資料

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

2 2 については、主要寸法、名称、坪数、窓及び出入口等を記入してください。

様式第27号 (第12条関係)

老人福祉センター事業変更届

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者 住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

老人福祉法第15条第5項の規定に基づく老人福祉センター事業に係る届出事項の一部を変更したので、社会福祉法第69条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

施 設 の 名 称		
所 在 地		
変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 し た 年 月 日	年 月 日	
変 更 し た 理 由		

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

2 当該変更に係る関係書類を添付してください。

様式第28号 (第12条関係)

老人福祉センター事業廃止届

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者 住 所

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

老人福祉法第15条第5項の規定に基づく老人福祉センター事業を廃止したいので、社会福祉法第69条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

施 設 の 名 称		
所 在 地		
経 営 主 体	氏 名 又 は 名 称	
	住 所 又 は 所 在 地	
事 業 廃 止 年 月 日		年 月 日
廃 止 し た 理 由		

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

2 関係書類として次のものを添付してください。

- 財産目録及びその処分方法
- 廃止についての議事録
- 設置に要した総経費と財源
- 国及び県からの補助金の精算
- 最近における収支決算書
- 最近における利用者の状況

様式第29号 (第13条関係)

改善命令による措置結果報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

報告者 住 所

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

老人福祉法第18条の2第1項又は第19条第1項の規定により、 年 月 日付け第 号で改善を命ぜられた事項について、下記のとおり措置したので報告します。

記

改善等の命令事項	措置した内容

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

大津市森林組合法施行細則を公布する。

平成24年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第65号

大津市森林組合法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、森林組合法 (昭和53年法律第36号。以下「法」という。) に基づく事務のうち、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 (平成18年滋賀県条例第71号) の規定により大津市が処理することとされた事務に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設立の認可)

第 2 条 法第100条第 3 項において準用する法第79条の規定により生産森林組合 (2 以上市町の区域にわたる区域を地区とするものを除く。以下「組合」という。) の設立の認可を受けようとする発起人は、連署をもって、生産森林組合設立認可申請書 (様式第 1 号) に次に掲げる書面を添えて市長に提出しなければならない。

設立理由書

定款及びその付属書

事業計画書

設立総会議事録謄本

役員選挙 (選任) 録謄本

設立経過報告書

役員調書

区域内組合員の所有者別森林面積、森林総面積及び蓄積一覧表

組合の区域を示す地図

組合員名簿

組合員の設立同意書及び加入申込書の謄本

組合員が夫役を分担する義務を確約する書面の謄本

その他市長が必要と認める資料

(定款変更の認可)

第 3 条 法第100条第 2 項において準用する法第61条第 3 項において準用する法第79条の規定により、定款の変更の認可を受けようとする組合は、生産森林組法定款変更認可申請書 (様式第 2 号) に次に掲げる書面を添えて市長に提出しなければならない。

変更書

変更理由書

総会招集通知書の写し及び総会提出議案書

総会議事録謄本

現行定款謄本 (定款付属書のみ変更する場合にあっては、現行定款謄本及び現行定款付属書謄本)

法第100条第 2 項において準用する法第66条第 1 項で規定する財産目録及び貸借対照表 (出資 1 口の金額を減少する場合に限る。)

法第100条第 2 項において準用する法第66条第 2 項で規定する手続を経たことを証する書面 (出資 1 口の金額を減少する場合に限る。)

その他市長が必要と認める資料

2 前項の場合において、出資 1 口の金額の増額又は出資最低持口数の増加に係る定款の変更をしようとするときは、同項各号に掲げる書面のほか、出資 1 口の金額が増加する場合にあっては組合員全員の、出資最低持口数が増加する場合にあっては変更後の出資最低持口数に達しないこととなる組合員の、それぞれ同意を得たことを証する書面を添付しなければならない。

(解散の認可及び届出)

第 4 条 法第100条第 4 項において準用する法第83条第 3 項において準用する法第79条の規定による解散の認可を受けようとする組合は、生産森林組合解散認可申請書 (様式第 3 号) に、次に掲げる書面を添えて市長に提出しなければならない。

解散理由書

総会招集通知書の写し、総会提出議案書及び総会議事録謄本

議決時における組合の財産目録及び貸借対照表

- 2 法第100条第4項において準用する法第83条第5項の規定により解散した組合は、遅滞なく生産森林組合解散届出書(様式第4号)に、次に掲げる書面を添えて市長に提出しなければならない。

解散理由書

解散時における組合の財産目録及び貸借対照表

解散時における組合の組合員名簿

(合併の認可)

- 第5条** 法第100条第4項において準用する法第84条第3項において準用する法第79条の規定による合併の認可を受けようとする組合は、合併をする組合の一方が合併後存続することとなる場合にあっては生産森林組合合併認可申請書(様式第5号)に、合併により新たな組合を設立することとなる場合にあっては生産森林組合合併認可申請書(様式第6号)に、それぞれ法第84条第3項に規定する書面のほか、次に掲げる書面(合併をする組合の一方が合併後存続することとなる場合にあっては、第1号から第7号まで及び第13号に限る。)を添えて市長に提出しなければならない。

合併理由書

合併しようとする組合の総会招集通知書の写し、総会提出議案書及び総会議事録謄本

合併契約書の謄本

合併後存続する組合の定款及びその付属書

合併後存続する組合の事業計画書

法第100条第4項において準用する法第84条第4項において準用する法第66条第2項及び第67条第2項の規定による手続を経たことを証する書面

合併後存続する組合の区域を示す地図

設立委員会の議事録謄本

設立委員が組合員であることの資格証明書

役員調書

役員選任に関する経過報告書

設立した組合の区域を示す地図

その他市長が必要と認める資料

(検査の請求)

- 第6条** 法第111条第1項の規定による検査(以下「検査」という。)の請求は、検査すべき事項及びその部分を明示した検査請求書に次に掲げる書面を添付してしなければならない。

検査請求理由書

組合員の同意書

(検査)

- 第7条** 検査は、検査の請求のあった組合(以下「検査対象組合」という。)の事務所、事業場その他検査の目的を達成するために必要な場所において行うものとする。

- 2 検査は、検査の日の属する事業年度における業務又は会計の状況について行うものとする。ただし、必要があると認めるときは、過年度における業務又は会計の状況についても検査を行うものとする。
- 3 検査は、検査対象組合の業務又は会計について、物件、帳簿、証拠書類その他の業務記録等を検査し、法令、定款等に違反する事項の有無等を明らかにするものとする。
- 4 検査には、検査対象組合の理事、参事その他責任者及び1人以上の監事が立ち会わなければならない。
- 5 検査は、検査対象組合の執務時間内に行うものとする。ただし、当該検査場所の責任者の承諾を得たときは、執務時間外においても行うことができる。
- 6 検査は、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止することができる。
- 第4項に規定する者が検査に立ち会うことができないとき。
- 検査すべき帳簿又は書類の大部分が検査の場所に備えられていないとき。
- 検査すべき帳簿又は書類の記載に不備があることにより、検査の実施が困難であると認められるとき。
- 前3号に掲げるもののほか、検査の実施が困難であると認められるとき。

(検査員等)

- 第8条** 検査を行う職員(以下「検査員」という。)は、検査を行おうとするときは、生産森林組合検査員証(様式第7号)を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 2 検査員は、特に必要があると認めるときは、検査対象組合の組合員、検査対象組合の役員若しくは職員であった者又は検査対象組合の取引先に対し、任意で説明又は書面の提出を求めることができる。

(検査終了後の措置)

- 第9条** 検査員は、検査を終了したときは、検査対象組合の役員に対し、検査により明らかになった事項について

て通知するものとする。

- 2 市長は、検査の結果、業務又は会計について改善を要すると認められる事項については、検査指示書を作成し、これを検査対象組合に交付するものとする。
- 3 前項の規定により検査指示書の交付を受けた検査対象組合は、当該指示事項について講じようとする措置の内容を市長に書面で報告しなければならない。

(取消しの請求)

第10条 法第115条第1項の規定による議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求は、取消しを要する事項及びその部分を明示した取消請求書に次に掲げる書面を添付してしなければならない。

取消請求理由書

組合員の同意書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

生産森林組合設立認可申請書

年 月 日

(宛先)
大津市長

発起人 住所

氏名

印

発起人 住所

氏名

印

(発起人全員について連記すること。)

このたび 生産森林組合を設立したいので、下記の関係書類を添えて森林組合法第100条第3項において準用する同法第79条の規定による認可を申請します。

記

設立理由書

定款及びその付属書

事業計画書

設立総会議事録謄本

役員選挙(選任)録謄本

設立経過報告書

役員調書

区域内組合員の所有者別森林面積、森林総面積及び蓄積一覧表

組合の区域を示す地図

組合員名簿

組合員の設立同意書及び加入申込書の謄本

組合員が夫役を分担する義務を確約する書面の謄本

その他市長が必要と認める資料

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

生産森林組合定款変更認可申請書

年 月 日

(宛先)
大津市長

組合の所在地及び名称

代表者の氏名 印

本組合は、 年 月 日総会において定款変更について議決したので、下記の関係書類を添えて森林組合法第100条第2項において準用する同法第61条第3項において準用する法第79条の規定による認可を申請します。

記

変更書

変更理由書

総会招集通知書の写し及び総会提出議案書

総会議事録謄本

現行定款謄本 (定款付属書のみ変更する場合にあっては、現行定款謄本及び現行定款付属書謄本)

法第100条第2項において準用する法第66条第1項で規定する財産目録及び貸借対照表 (出資1口の金額を減少する場合に限る。)

法第100条第2項において準用する法第66条第2項で規定する手続を経たことを証する書面 (出資1口の金額を減少する場合に限る。)

その他市長が必要と認める資料

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第 3 号 (第 4 条関係)

生産森林組合解散認可申請書

年 月 日

(宛先)
大津市長

組合の所在地及び名称

代表者の氏名

印

本組合は、 年 月 日総会において解散について議決したので、下記の関係書類を添えて森林組合法第 100 条第 4 項において準用する同法第 83 条第 3 項において準用する法第 79 条の規定による認可を申請します。

記

解散理由書

総会招集通知書の写し、総会提出議案書及び総会議事録謄本

議決時における組合の財産目録及び貸借対照表

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式第 4 号 (第 4 条関係)

生産森林組合解散届出書

年 月 日

(宛先)
大津市長

組合の所在地及び名称

代表者の氏名 印

本組合は、 年 月 日、下記の理由により解散したので、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

解散理由書

解散時における組合の財産目録及び貸借対照表

解散時における組合の組合員名簿

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式第 5 号 (第 5 条関係)

生産森林組合合併認可申請書

年 月 日

(宛先)
大津市長

合併により存続する組合の所在地及び名称

代表者の氏名 印

合併により解散する組合の所在地及び名称

代表者の氏名 印

このたび 生産森林組合が、 生産森林組合を吸収して合併したので、下記の関係書類を添えて森林組合法第100条第 4 項において準用する同法第84条第 3 項において準用する法第79条の規定による認可を申請します。

記

合併理由書

合併しようとする組合の総会招集通知書の写し、総会提出議案書及び総会議事録謄本

合併契約書の謄本

合併後存続する組合の定款及びその付属書

合併後存続する組合の事業計画書

森林組合法第100条第 4 項において準用する同法第84条第 4 項において準用する同法第66条第 2 項及び第67条第 2 項の規定による手続を経たことを証する書面

合併後存続する組合の区域を示す地図

その他市長が必要と認める資料

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式第 6 号 (第 5 条関係)

生産森林組合合併認可申請書

年 月 日

(宛先)
大津市長

設立委員住所
氏名 印

設立委員住所
氏名 印

(設立委員全員について連記すること。)

このたび 生産森林組合及び 生産森林組合を合併し、生産森林組合を設立したので、下記の関係書類を添えて森林組合法第100条第4項において準用する同法第84条第3項において準用する法第79条の規定による認可を申請します。

記

合併理由書

合併しようとする組合の総会招集通知書の写し、総会提出議案書及び総会議事録謄本

合併契約書の謄本

合併により設立した組合の定款及びその付属書

合併により設立した組合の事業計画書

森林組合法第100条第4項において準用する同法第84条第4項において準用する同法第66条第2項及び第67条第2項の規定による手続を経たことを証する書面

設立委員会の議事録謄本

設立委員が組合員であることの資格証明書

役員調書

役員選任に関する経過報告書

設立した組合の区域を示す地図

その他市長が必要と認める資料

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第 7 号 (第 8 条関係)

(表)

6.5cm

第 号

生産森林組合検査員証

大津市

職 名

氏 名

上記の者は、森林組合法第111条の規定による検査を行う職員であることを証明する。

年 月 日

大津市長 印

8.0
cm

(裏)

注 意

- 1 本証は、生産森林組合の検査に際し、必ず携帯すること。
- 2 本証は、検査を受ける生産森林組合から請求があったときは提示すること。
- 3 本証を紛失したときは、直ちに市長に届け出ること。
- 4 検査員の身分を失ったときは、直ちに本証を返付すること。

 大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
 平成24年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第66号

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和54年規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 5 条の 2 関係）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,317 円	12,750 円
20歳以上25歳未満	4,920 円	12,750 円
25歳以上30歳未満	5,565 円	13,028 円
30歳以上35歳未満	6,090 円	16,028 円
35歳以上40歳未満	6,539 円	18,500 円
40歳以上45歳未満	6,749 円	22,065 円
45歳以上50歳未満	6,688 円	23,750 円
50歳以上55歳未満	6,274 円	24,409 円
55歳以上60歳未満	5,549 円	23,183 円
60歳以上65歳未満	4,629 円	20,754 円
65歳以上70歳未満	3,940 円	15,217 円
70歳以上	3,940 円	12,750 円

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表第 1 の規定は、平成23年 4 月 1 日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金並びに休業補償（以下「年金たる補償等」という。）について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償等については、なお従前の例による。

 大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
 平成24年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第67号

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和54年規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 5 条の 2 関係）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,613 円	12,954 円
20歳以上25歳未満	5,028 円	12,954 円
25歳以上30歳未満	5,648 円	13,090 円

30歳以上35歳未満	6,208 円	15,944 円
35歳以上40歳未満	6,647 円	18,498 円
40歳以上45歳未満	6,925 円	21,685 円
45歳以上50歳未満	6,903 円	23,524 円
50歳以上55歳未満	6,551 円	24,551 円
55歳以上60歳未満	5,757 円	23,052 円
60歳以上65歳未満	4,602 円	19,090 円
65歳以上70歳未満	3,950 円	15,247 円
70歳以上	3,950 円	12,954 円

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表第 1 の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金並びに休業補償（以下「年金たる補償等」という。）について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償等については、なお従前の例による。

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第68号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 項の表精神障害者生活支援推進事業費補助金の項中「精神障害者通所授産施設等」を「障害者支援施設等」に改め、別表第 2 項の表障害者就労訓練設備等整備事業費補助金の項を削り、別表第 2 項の表保育所一時預かり事業費補助金の項中「第 6 条の 2 第 7 項」を削り、別表第 6 項の表地域優良賃貸住宅整備事業等補助金の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令**大津市訓令第12号**

大津市民病院事務決裁規程（昭和48年訓令第 5 号）の全部を次のように改正する。

平成24年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市民病院事務決裁規程

（目的）

第 1 条 この訓令は、市長の権限に属する事務に係る大津市民病院の院長以下の職員の決裁手続及びこれらの職員の職務権限を定め、行政事務の能率的な運営と事務遂行上における責任の範囲を明確にすることを目的とする。

（大津市民病院の職員の決裁等）

第 2 条 市民病院の職員は、市長の権限に属する事務については、大津市事務決裁規程（昭和56年訓令第 9 号。以下「規程」という。）の例により決裁し、及び合議するものとする。この場合において、大津市職員の職の設置に関する規則（昭和61年規則第13号。以下「規則」という。）第 2 条第 4 項に規定する次の各号に掲げる職にある者は、当該各号に定める職務権限を行使するものとする。

院長 市長が定めるものについては、規程第 2 条第 9 号に規定する部長の職務権限

局長（診療局長に限る。） 市長が定めるものについては、規程第 2 条第 9 号に規定する部長の職務権限

局長（前号及び次号に規定する局長を除く。） 市長が定めるものについては、規程第 2 条第 9 号に規定

する部長と同等の職務権限

局長 (事務局長に限る。) 市長が定めるものについては、規程第 2 条第 9 号に規定する部長と同等の職務権限

学校長 市長が定めるものについては、規程第 2 条第 9 号に規定する部長と同等の職務権限

次長 (事務局次長に限る。) 規程第 2 条第 10 号に規定する次長の職務権限

次長 (前号に規定する次長を除く。)、診療部長 (市長が指定する診療部長に限る。) 及び室長 (大津市民病院の管理運営に関する規則 (昭和 42 年規則第 29 号) 第 2 条第 2 項に規定する病院に置く分室の室長に限る。) 院長又は主管の局長が定めるものについては、規程第 2 条第 10 号に規定する次長と同等の職務権限

課長 規程第 2 条第 11 号に規定する課長の職務権限

薬剤長及び技師長 医療技術局長が定めるものについては、規程第 2 条第 11 号に規定する課長の職務権限

診療部長 (第 7 号に規定する診療部長を除く。)、室長 (第 7 号に規定する室長を除く。)、参事、副学校長及び所長 主管の局長が定めるものについては、規程第 2 条第 11 号に規定する課長と同等の職務権限

課長補佐 規程第 2 条第 12 号に規定する課長補佐の職務権限

副薬剤長及び副技師長 医療技術局長が定めるものについては、規程第 2 条第 12 号に規定する課長補佐の職務権限

副参事及び教務主任 課長が定めるものについては、規程第 2 条第 12 号に規定する課長補佐と同等の職務権限

看護科長 看護局長が定めるものについては、規程第 2 条第 12 号に規定する課長補佐と同等の職務権限

主幹 課長が定めるものについては、規程第 2 条第 13 号に規定する係長と同等の職務権限

係長 規程第 2 条第 13 号に規定する係長の職務権限

主査 課長が定めるものについては、規程第 2 条第 13 号に規定する係長と同等の職務権限

- 2 前項の規定によりその例によることとされる規程別表第 1 号の表に掲げる項目の指定合議先については、「財政課長」とあるのは「経理課長」とするほか、大津市民病院の関係職位に適宜読み替えて適用する。
- 3 第 1 項の規定によりその例によることとされる規程別表第 1 号の表に掲げる項目以外の項目に関する職務権限の行使については、同表の規定を類推して適用する。
- 4 第 1 項及び前項の規定により、次長、課長又は課長補佐の決裁事項とされる事項は、次長、課長又は課長補佐が置かれない場合には、それぞれ部長、次長又は課長の決裁事項とする。
- 5 局、科、部、室、研究所、センター、分室等において同一の職位に 2 人以上いるときは、上席の職員を決裁権者とする。

(代決)

第 3 条 決裁権者が不在のときは、次の表に掲げる順序に従って、その専決事項のうち主管事務について代決することができる。この場合において、当該表に掲げる第 1 次代決者又は第 2 次代決者の職にある者が 2 人以上いるときは、それらの者のうち上席の職員を代決者とする。

決裁権者	第 1 次代決者	第 2 次代決者
院長	副院長	主管の局長
局長 (医療技術局長を除く。)	主管の次長	主管の課長 (参事を含む。以下この表において同じ。) 又は主管の診療部長
医療技術局長	主管の診療部長又は薬剤長	主管の技師長又は副薬剤長
学校長	副学校長	教務主任
次長	主管の課長又は主管の診療部長	
課長	課長補佐 (副参事を含む。以下この表において同じ。) (課長補佐を置かない課にあっては、主管の係長 (主幹及び主査を含む。以下この表において同じ。)) 又は看護科長	
診療部長	医長、薬剤長又は技師長	
薬剤長	副薬剤長	
技師長	副技師長	

課長補佐	主管の係長	
看護科長	副看護科長	
備考 第 2 次代決者を定めない場合において、市長が特に必要と認めるときは、その指定する職員を第 2 次代決者とすることができる。		

2 規程第18条第 2 項、第19条第 1 項及び第20条の規定は、前項の規定による代決について準用する。

附 則

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

消 防 局 訓 令

大津市消防局訓令第 2 号

大津市消防処務規程（昭和47年消防本部訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成24年 4 月 1 日

大津市消防局長 新 宮 裕

第 9 条中「すべて」を「全て」に、「及び第 4 号」を「から第 4 号」に改め、同条第 2 号を削り、同条第 3 号を同条第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

火災予防技術

第 9 条第 4 号中「（火災予防及び消防戦術）」を「（救急及び消防救助を含む。）」に改める。

第14条第 2 項中「消防司令」を「消防司令長」に改める。

第15条第 2 項中「三部体制勤務」を「隔日勤務」に改め、同条第 3 項中「三部体制勤務」を「隔日勤務」に改め、「と指令第 3 係」を削る。

第23条第 1 項中「にあっては署長補佐」を「及び出張所において副署長」に改める。

第31条及び第33条中「総務課」を「消防総務課」に改める。

第41条、第42条、第46条及び第58条中「総務課長」を「消防総務課長」に改める。

別表第 1 第 1 項中「判定するもの」を「算出された得点に基づき判定する。この場合において、職員が大型自動車免許、潜水士免許、海技免許（6 級以上）、2 級小型船舶操縦士免許、衛生管理者免許（第 1 種又は第 2 種）、救急救命士免許、第 1 級陸上特殊無線技士免許、危険物取扱者免状（甲種又は乙種）、消防設備士免状（甲種又は乙種）又は予防技術資格者（認定したものとみなされる者は除く。）のいずれかの資格等を有するときは、資格取得点として 2 点を加えた点を得点」に改める。

様式第10号、様式第11号及び様式第25号中「総務課長」を「消防総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

大津市消防局訓令第 3 号

大津市消防職員安全衛生管理規程（昭和59年消防本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成24年 4 月 1 日

大津市消防局長 新 宮 裕

第 5 条第 2 項中「次長(当該職にある者が 2 人以上いるときは、それらの者のうちから消防局長が指名する者とする。）」を「消防部長」に改める。

第 6 条第 2 項中「総務課長」を「消防総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年 4 月 1 日から施行する。